

COP8 会合の結果と今後の展望

第二研究部 環境グループ

研究員	佐々木	宏一
研究員	中茎	伸一
研究員	田中	鈴子

はじめに

気候変動枠組条約第 8 回締約国会議（**Eighth Session of the Conference of the Parties ; COP8**）が、インドのニューデリーで 10 月 23 日より 11 月 1 日まで、170 の国から約 5,000 人が参加して開催された。前回のマラケシュで開かれた COP7 が京都議定書の運用ルールの詳細文書の採択という重要案件があったことから注目された一方で、COP8 は京都議定書が発効していない“真空期間”で開催されたこともあって技術的な議論が中心となり注目度は今一つであったが、その中で、今後の途上国参加問題をどのように扱って行くか等、いくつかの重要な議論も行われた。

今回の会議の特色を一言で言えば、「南と北の対立」の構図を反映した会議であった。8 月に行われた持続可能な開発に関する世界首脳会議（**World Summit on Sustainable Development ; WSSD**）からの流れを受け、途上国側は貧困撲滅を理由に先進国からの支援を要求し、これに対し先進国側は今後の途上国からの排出増加に向けた対策が必要であるとの思惑の中で交渉が行われた。さらに、京都議定書からの離脱を表明している米国が、交渉を複雑化していたとされる点も注目された。

そこで本稿では、COP8 での議論について整理を行い、今後の交渉の動向を展望する。

1. COP8 の概要と位置付け

1997 年の COP3 での京都議定書の締約以降、2001 年の COP7 におけるマラケシュ合意までは、京都議定書の具体的な運用ルールについて活発に交渉が行われていた。その成果としてマラケシュで京都議定書の運用ルールの詳細文書が採択され、その後 2002 年 8 月の WSSD までに京都議定書の発効を目指すという国際的な気運が高まっていた。しかしながら、WSSD 開催時点はおろか、COP8 開催時点においても京都議定書の発効要件が満たされていない状況であった。そのため、COP8 は詳細な運用ルールは決まったが議定書そのものが発効していないという“真空期間”での開催となり、内容的には技術的な議論が中心であったために注目度は今一つであった。このような“真空期間”での開催となったが、一方では今後の途上国参加問題をどのように扱って行くかが一つの争点となり、途上国参加問題の議論を早く開始したい先進国と先進国からの追加支援（特に資金的支援）を要求する途上国との間で当該問題に関する議論が行われたことは興味深い点であった。

2 . COP8 での主たる論点

こういった中で今会議では、前回のマラケシュでの COP7 で決定された京都議定書の詳細運用規則の積み残し案件が主な論点として議論された。以下に主な論点および決定内容の概要を示すが、主な論点としては途上国関連、CDM (Clean Development Mechanism) 関連、登録簿・インベントリー、その他 (各国からの提案など) が挙げられる。

2 . 1 途上国関連

途上国関連における主な論点として、資金メカニズムおよび非附属書 I 国の国別報告書が挙げられる。いずれも、追加資金の問題と対策の範囲が論点となった。

資金メカニズムは、基金の運用と出資について、途上国が主張する早期運用開始とさらなる先進国からの出資、および先進国が主張する追加出資は避けて目的などを明確にした運用ルールを決めてからの運用開始が争点となった。

非附属書 I 国の国別報告書については、途上国が主張する国別報告書作成時における先進国からの資金協力、および先進国が主張するより詳細な対策を国別報告書に記載するようにガイドラインを改定するかが争点となった。

2 . 1 . 1 資金メカニズム

資金メカニズムについては、GEF (Global Environment Facility : 地球環境ファシリテイ) から新しい気候変動基金 (SCCF : Special Climate Change Fund : 特別気候変動基金、LDCF : Least Developed Country Fund : 最貧国基金) の管理上ならびに運営手順の承認に関する報告がなされた。

この報告では、意思決定の透明性、資金の適宜性、予想可能性、資金の額や GEF プロジェクトの持続可能性などについて強調され、また、運営手順については、GEF は COP から追加のガイダンスが無い限り特別気候変動基金にも適用できるとの見解が示された。

これに対し、途上国側からは GEF 基金の融資条件についての懸念や、資金メカニズムと実施機関とのコミュニケーションプロセスの問題、更には資金の地域配分が均等でないこと等について懸念が示された。また G-77 / 中国を代表してインドは、新たに創設された基金の効果的な運用と基金の効果拡大を強調するテキストを織り込むことを提案したが、附属書 I 締約国からの反対にあった。

結局、基金の運用規則については作業項目と日限を設定し、COP9 までに決定することとなった。

2 . 1 . 2 非附属書 I 国の国別報告書

非附属書 I 締約国の国別報告書の改訂版ガイドラインについては、事務局案が提議されると共に、GEF から初回国別報告書に対する資金供与の概要を報告した。この中で GEF

は、脆弱性及び適応評価に関するガイドライン案で多額の資金供与が求められることに懸念を示した。一方、EU は非附属書 締約国の国別報告書の中に LDC (Least Developed Country : 最貧国) の国家適応行動プログラム (NAPA) を含めることを主張したが、中央アフリカ共和国やバングラディシュ、エリトリアなどは LDC における国別報告書作成の難しさを主張した。非附属書 締約国の国別報告書作成に関しては、途上国が作成の為の人材や技術を持たないということが更なる資金供与を求める根拠となり、それを認めたくない先進国との間で意見の対立を生み出した。

この問題は、CGE (Consultative Group of Experts : 専門家諮問グループ) において非附属書 国の初回国別報告書に対する GEF のサポートと、改訂版ガイドライン案の資金的意義等について話し合いが持たれた。また、各国代表者らは、非附属書 締約国の温室効果ガス目録の開始年や提出頻度、データが不完全ないし欠如している年についてはどのように扱うかといった問題、そして国別報告書の完成は資金提供を受けてから 3 年以内という期限を設けるか否かといった問題などについても議論された。しかし G-77 / 中国は、新たなコミットメントとして受け取られる可能性があるあらゆる文章の挿入について反対の姿勢を取り続けた。このため会議終了間際まで議論が行われ、非附属書 国の国別報告書の作成状況に応じて改訂版のガイドラインを適用するかどうかについては、最終的に作成国 (非附属書 国) が判断することで決着がついた。

2.2 CDM(Clean Development Mechanism)関連

CDM 関連における主な論点としては、CDM 理事会による CDM 運用規則の策定状況と吸収源 (LULUCF : Land Use, Land - Use Change and Forestry) CDM の取り扱いが挙げられる。

CDM 運用規則検討の動向は、CDM 事業を実施する上で重要であり、運営機関 (OE: Operational Entity) の承認と小規模 CDM 運用規則の承認がどうなるかが注目された。

吸収源 CDM における論点は、CDM に植林・再植林を含める際の定義および方法に関する検討であるが、将来的に吸収源事業を実施する上で基本となるため、その動向が注目された。しかし、当初から最終決定は COP9 までと合意されていたため、今会議では実質的な進展は見られなかった。

2.2.1 CDM 理事会報告

CDM 理事会は、マラケシュ合意に基づき設立された機関で、CDM 事業の実施を図るために CDM の詳細な運用規則の決定を行うことを目的としている。CDM 運用規則の決定は、マラケシュ合意から 1 年が経過し、CDM 事業を早期に実施する上で重要な論点であった。今回は、COP8 と並行して第 6 回の CDM 理事会が開催され、その報告を COP 本会議で議論した後に、CDM 事業の承認を行う OE の承認と小規模 CDM 運用規則の承認が行われる

予定であった。

小規模 CDM の簡素化された様式および手順については、それほど大きな議論とはならず、COP 本会議で承認され、小規模 CDM 用プロジェクト設計書等で一部完成していない部分については、Meth パネル (The Panel on Methodologies) で引き続き検討を行い、2003 年 1 月の第 7 回 CDM 理事会で審議することとなった。

また、OE の認定については、定義が不明確である Sectoral Scope 認定 (部門の定義) および認定審査の手順ガイダンスを CDM-AP (認定パネル; Accreditation Panel) で改定して第 7 回 CDM 理事会で審議することとなり、今回の COP 本会議での OE 認定は見送られた。そのため OE 認定の暫定措置として、CDM 理事会に認められていた OE 仮認定の権限を COP9 まで延長し、COP9 で正式認定を行うこととなった。これにより、引き続き仮認定された OE が CDM 事業の承認行為を行えることとなったため、2003 年からの CDM 事業の承認に向けて動き出したことになる。

2. 2. 2 CDM 土地利用・土地利用変化と森林 (LULUCF)

CDM に植林・再植林を含める際の定義及び方法については、ベースライン、永続性、追加性、リーケージ、社会経済及び環境への影響等の技術的な問題に関して意見交換が行われた。しかし、議論の実質的な進展は見られず、従来からの予定通り COP9 での決定採択を目指し、事務局による「オプション・ペーパー」の作成、2003 年 2 月にブラジルで開催されるワークショップ等を通じた準備作業が進められることとなった。

(1) 非永続性

非永続性 (non-permanence) は、吸収源 CDM プロジェクト特有の問題である。エネルギー分野における CDM プロジェクトの場合、燃料転換等により実現した炭素排出削減が消滅することは無い。しかし、吸収源 CDM プロジェクトの場合、植林等によって森林バイオマス中に固定された炭素は、将来のある時点で伐採・火事・病虫害被害などにより大気中へ放出されてしまう可能性がある。同じ吸収源活動でも、温室効果ガス削減目標のある附属書 I 国内においては、非永続性はそれほど問題にはならない。それは、吸収源プロジェクトで予定していた炭素固定が実現できない場合には、自国の削減目標を達成するために吸収源活動からの排出分を他の何らかの方法で削減しなければならないからである。

吸収源 CDM プロジェクトの非永続性は、京都議定書の「抜け穴」となる危険性から問題視されており、いくつかの解決方法が提案されている。期限付き CER (Temporarily Certified Emission Reduction; CER)、プロジェクトの永続的な実施及び監視、炭素クレジットへの割引率の適用、売手/買手責任規則の確立、プロジェクト期間の最低必要年数の設定、そして CER バッファーなどである。ここでは、SBSTA13 でコロンビアが提案し、今回の SBSTA17 で EU が改良案を提出した TCER の概要を以下に紹介する。

コロンビア提案¹：吸収源 CDM プロジェクトによる炭素固定が期間限定的なものである可能性を考慮し，吸収源 CDM プロジェクトから発生した CER に有効期限を設けるというものである（TCER）。例えば，毎年 1 G（10 億）t を 11 年間にわたり吸収する CDM プロジェクトを想定する。毎年，削減量が事後的に認証され，その年に吸収された炭素分の TCER が発効される。この TCER の有効期間は，認証された時期からプロジェクト期間の終了時期までである（例えば，1 年目の終わりに発効された TCER は 10 年間有効であり，2 年目に発効された TCER は 9 年間有効である）。買い手（削減目標のある附属書 I 国）が 2009 年に遵守目的で有効期間 10 年の TCER を使用する場合，同国は 2019 年には，同量の CER を購入するか自国内で炭素排出削減を行う必要がある。その結果，温室効果ガス削減量は長期的に担保され，途上国は自国の土地利用の柔軟性を失わずに済むという利点がある。

EU 提案²：上述のコロンビア提案を発展させたもので，当該約束期間だけに利用できるよう，TCER の有効期間は 5 年間とする。その後，プロジェクトの検証（verification）によって炭素が固定され続けていることが証明された場合，新規に 5 年間有効の TCER が発効される。EU によれば，この手法には，炭素クレジットが推定量ではなく実際のモニタリングに基づいて決定されること，買い手・売り手責任に関する詳細な規定を定める必要がないこと，そして複雑な保険規定や割引率の算定をせずに済むことなどの利点があるとしている。

（2） 森林及び関連する用語の定義

マラケシュ合意の中では京都議定書 3 条 3 項（限定的な吸収源の利用；植林，再植林，森林減少）及び 3 条 4 項（吸収源範囲の拡大；森林管理）について使用されるべき LULUCF に関する定義が定められたが，CDM の吸収源プロジェクトで使用されるべき定義に関しては COP9 での採択を目標に SBSTA で検討を継続することで合意されていた。しかし，マラケシュにおいて既に合意されたものと理解している国もあり，現状認識レベルでの混乱が見られた。また，森林の定義に含まれる面積，樹冠率，樹高などの閾値については各ホスト国が決定するべきとの意見が多く見られた。再植林に関しては，カナダが基準年を 1989 年から 1999 年へ変更することを提案し，コロンビアなどがこれに賛成したが，EU は反対の姿勢であった。マラケシュ合意に含まれる 3 条 3 項のための再植林の定義には，ある活動が再植林として認められるには，1989 年 12 月 31 日時点で森林でなかった土地で植林が行われなくてはならないとしている。この点に関し，1989 年を基準年にすると途上国ではデータの不備などから CDM 植林・再植林プロジェクトの実施を阻む要因になるという意見が出ており，論点の一つとなっている。

¹ FCCC/SBSTA/2000/MISC.8

² FCCC/SBSTA/2002/MISC.22

(3) 追加性の定義

マラケシュ合意の中で定められた追加性の定義³に関する議論が、コンタクトグループで行われた。議論の中では、マラケシュ合意での追加性の定義を支持する国と、CDM 吸収源プロジェクトの社会経済的影響やその他の概念と結び付けようとする考え方が見られた。

(4) リークージ⁴

CDM プロジェクトに伴うリークージへの対応は、プロジェクトの計画段階から、地元住民の社会経済的利益を考慮するなどの対策を取り入れること、そしてリークージ分をプロジェクトから得られる炭素クレジットから差し引くことが考えられる。ただし、リークージは吸収源プロジェクト固有の問題ではなく、エネルギー分野等、CDM プロジェクト全般に共通の問題であると認識されている。

(5) CDM プロジェクトの社会経済及び環境への影響、特に生物多様性と自然生態系への影響

リークージと関連して、CDM 吸収源プロジェクトの社会経済及び環境への影響が議論された。スイスは生物多様性への影響を懸念し、地元住民の意思決定への参加を呼びかけた。また、持続可能な開発の基準は、各ホスト国が独自に定めるべきであるという意見が大勢を占めた。

(6) その他

コロンビア等、いくつかの国が小規模 CDM 吸収源プロジェクトを促進するように主張したが、EU は小規模 CDM 吸収源プロジェクトへの簡略化された手続の適用を議論するのは時期尚早であると述べた。日本は CDM 吸収源プロジェクトに関する規則を不必要に厳しく設定することに慎重な姿勢を見せ、定義・方法については COP9 でパッケージとして合意するべきと述べた。アフリカは、地域固有の生態系の特徴に適応できるように定義・方法は柔軟であるべきと主張した。AOSIS (小島嶼国) は、社会経済影響評価の重要性を主張した。その他には、不確実性、リスク、プロジェクト期間などについて検討された。

³ “A CDM project activity is additional if anthropogenic emissions of greenhouse gases by sources are reduced below those that would have occurred in the absence of the registered CDM project activity” (para 43, Annex to Draft Decision -/CMP.1 (Article 12) in Decision 17/CP.7, FCCC/CP/2001/13/Add.2)(登録された CDM 事業活動がなかった場合に起こり得た事象よりも排出源からの温室効果ガスが削減されれば、CDM 事業は追加的である。)

⁴ “the net change of anthropogenic emissions by sources of greenhouse gases which occurs outside the project boundary, and which is measurable and attributable to the CDM project activity” (para 51, Annex to Draft Decision -/CMP.1 (Article 12) in Decision 17/CP.7, FCCC/CP/2001/13/Add.2)(リークージとは、事業の範囲外で発生する排出源による人為的温室効果ガス排出量の正味の変化量であり、計測可能であり CDM 事業活動に起因するものであると定義される。)

2.3 登録簿・インベントリー

京都メカニズムを有効に運用するためには、登録簿・インベントリーの整備が重要不可欠であり、マラケシュで一部完成されなかったガイドラインと登録簿システムを早期に運用開始するための仕様の決定が論点となった。

2.3.1 京都議定書 5 条, 7 条, 8 条 (登録簿の技術基準等)

登録簿・インベントリーは温室効果ガスの排出 / 削減の基礎となるデータを管理するものであり、京都議定書の 5 条, 7 条, 8 条において、先進国の遵守状況を明確にするための、実際の排出量, 吸収量に関して規定したもので、マラケシュ合意で一部保留となっていたものである。5 条は方法論上の問題, 7 条は情報の報告, 8 条は情報の審査について規定している。

情報の報告および情報の審査のガイドラインに関しては、以下の点が決定した。

7 条 1 項 (排出削減量 (ERU : Emission Reduction Unit), 認証排出削減量 (CER : Certified Emission Reduction), 初期割当量 (AAU : Assigned Amount Unit), 吸収量 (RMU : Removal Unit) に関する情報) および 7.2 条 (国内登録簿) 規定の補足情報の報告

3.7 条と 3.8 条 (ERU, CER, AAU, RMU の規定) に基づく各情報の審査
京都メカニズム (排出量取引, CDM, JI) 利用停止資格の早期回復手続き

2.3.2 登録簿システム

登録簿システムは、温室効果ガスのデータ, 取引履歴等を管理するための仕組みであり、確実性, 安全性, 透明性, 共通性等が要求される。今会議では、登録簿システム間のデータ交換のための基本的技術仕様について議論が行われ、より詳細な技術的仕様については今後、専門家を交えて設計, 製作, 試験が進められることとなった。

登録簿システム間のデータ交換のための技術仕様に関して、以下が決定した。

登録簿システム間でのデータ交換を行う際の最低限の要素

取引完了や二重取引を防止するための取引規則

登録簿システム間の連携方法 (取引ログ (Transaction log) 等)

記録データの正確性確保のための内部チェック機能, および災害時のデータ保護 / 回復方法などのインフラ基準

データの一貫性確保のための取引ログの機能, およびデータ不一致時の処理

2.4 その他の主たる議題

2.4.1 COP/MOP (Meeting Of the Parties) 合同開催

京都議定書が発効した後の COP について、締約国会議 (MOP) との合同開催にすると

いう提案がなされている。COP と MOP では締約国および議論内容が重複するため、事務処理の効率化を考慮し、合同開催にすべきというものである。これに対し、気候変動枠組条約の締約国ではあるが京都議定書の締約国ではない米国が、この合同開催に反対している。合同開催となった場合、米国はオブザーバー参加となる可能性があり、そこでの発言力の低下を恐れ、合同開催には強硬に反対の立場をとっている。また、米国は締約国からの拠出金が気候変動枠組条約プロセスを支える為だけに用いられることを確保する為、あくまで別実施とするよう主張している。このため COP8 では、合同開催に関する決定は行われず、継続して議論することとなった。次回の COP9 では、京都議定書が発効されている可能性が強く、合同開催における米国などの京都議定書未批准国の参加資格等の扱いが注目される。

2.4.2 カナダ提案

カナダが提案していた、天然ガスや水力など温室効果ガス排出量の少ないエネルギーの輸出量相当分のクレジットを京都議定書の目標達成に使用できる案については、EU 等が当初より強く反対していた。そのためカナダは、第一約束期間への適用ではなく、もう少し長期的な視点から研究対象として取り扱ってほしいとの変更を提案した。結局この問題を討議項目として扱うか否かについては、今後も引き続き検討を行うこととなった。この提案は、米国が京都議定書から離脱したことにより、米国との経済的結びつきが強いカナダが不利にならないようにと提案されたものである。この問題の延長線上には、京都議定書への不参加国をどのように扱うかという重要な問題が含まれており、今後の交渉が注目される。

2.4.3 ブラジル提案

ブラジルが提案していた、各国の歴史的累積排出量の気候変動への影響を調査し、今後の対策を決定する上で一つの参考としようとする案については、継続検討となった。この調査を通して、歴史的累積排出量と気候変動への影響の関係を科学的に評価できれば、各国の対策の決定、各国の責任分担等、今後の交渉に重要な方向を示すことができる。しかし現在では、データの蓄積も不十分であり、今後の研究に期待が持たれている。そのため、本提案に対する研究を今後も引き続き進めることで合意された。

2.4.4 気候変動枠組条約第 4 条 8 項および 9 項（悪影響）の実施

気候変動枠組条約 4 条 8 項および 9 項では、温暖化防止に向けて附属書 国が講ずる様々な政策または措置を実施する際、気候変動の悪影響や、それに対する措置の影響が途上国締約国に与える影響について考慮することや、締約国が資金供与や技術移転等の措置を行うのに際し、開発途上国の個別のニーズや特別な事情について十分な考慮を払うことが規定されている。

ここで言う開発途上国とは小島嶼国や森林地域、干ばつまたは砂漠化の恐れのある地域を含んだ国々の他に、化石燃料及び関連するエネルギー集約的な製品の生産、加工及び輸出による収入、またはこれらの消費に経済が大きく依存している国々を含んでいる。この為、石油製品など化石燃料起源の輸出に経済のかなりの部分を依存しているサウジアラビアなどは、かねてからこの問題についての適応措置の実施を求めている。

2002 年 6 月にボンで行われた補助機関会合(SB16)でもこの点について議論されており、ここではマラケシュ合意の決定文書 5 に基づき、各途上国の特定のニーズに対応する保険関係活動のワークショップを COP8 前に実施し、COP8 で報告することが確認されていた。そのため今回の補助機関会合(SBI17)では、ワークショップの成果ならびに保険やリスク評価に対する新たなワークショップの手配等について議論が行われた。今回の報告書では、極端な気候変動を原因とする開発途上国での損失のほとんど全てが保険の対象となっていないことを示し、このことは幾つかの締約国の注目を集めた。また、G-77/中国はワークショップへの資金不足に対する懸念を表明し、ワークショップへの資金調達メカニズムを呼びかけ、カナダはこれに関心を示したが、日本を始めとするいくつかの締約国は、数多くのワークショップを開催することに対する懸念を表明した。

なお、この問題については、引き続きワークショップを実施することと、その結果を COP9 で報告することを規定したマラケシュ合意の決定文書 5 を改めて尊重することが確認された。

3. デリー政治宣言

デリー政治宣言は、インドが提案したもので、重要案件がない今会議を盛り上げる一つの政治的パフォーマンスと考えられる。その内容は、拘束力はないものの、今後の交渉の行方を示唆する重要なものとなった。WSSD でも途上国への資金援助が主要課題として議論されたが、本宣言の作成においても WSSD の流れを受けて、途上国への資金援助が取り上げられた。交渉過程では、適応措置のための資金援助を期待する途上国と、途上国の排出規制への参加の足がかりとしたい先進国の間で激しい議論が続いた。

最終的には、特に日本が強く主張した途上国参加につながるグローバルな参加と、京都議定書の未批准国に対する批准促進について WSSD と同じ文章が盛り込まれた。また、特に EU が強く主張した再生可能エネルギー導入の拡大についても、WSSD と同じ文章が盛り込まれた。今後は、第二約束期間を見据えた、途上国を含めた非公式な温暖化対策に関する情報の交換が行われるとみられる。以下にデリー政治宣言(邦訳は、参考文献(3)を引用)の内容を示す。

京都議定書を批准した締約国は、まだ批准していない締約国に対して、京都議定書を時宜を得た形で批准するよう、強く要請する。

各締約国は、持続可能な開発を進める権利を有し、またそうすべきである。

気候システムを人為的な変動から守るための政策措置は、各締約国固有の状況に適したものであるべきであり、さらに、気候変動に対する措置の導入には経済開発が不可欠であることを考慮した上で、各国の開発計画に組み入れられるべきである。

各国の持続可能な開発戦略は、水やエネルギー、健康、農業および生物多様性といった重要分野での気候変動目的と、全面的に統合されるべきであり、また持続可能な開発に関する世界サミットの成果を基に築かれるべきである。全ての締約国は、その共通だが差異ある責任ならびにそれぞれの能力、また各国固有のそして地域の開発優先度、目的および状況を考慮した上で、持続可能な開発を達成するため気候変動やその悪影響に対応する条約規定の約束の実施を、継続するべきである。

気候変動の悪影響に対する適応（adaptation）は、全ての国の優先事項である。開発途上国は特に脆弱であり、中でも後発開発途上国および小島嶼開発途上国はそうである。適応には、全ての国の側からの速やかな関心と行動が求められる。脆弱性や適応、さらには適応への配慮を持続可能な開発戦略に組み入れるための能力向上のため、あらゆるレベルでの手法を開発するには、効果的で実績に根付いた措置が支持されるべきである。これらの措置には、条約やマラケシュ合意の下での既存の約束を全面的に実施することが含まれるべきである。

各締約国は、締約国が気候変動に対する効果的で対応の政策をしやすくするために、緩和や適応行動についての非公式な情報交換を促進すべきである。気候変動の悪影響、そして対応措置実施の影響から生じる開発途上締約国固有のニーズや懸念に、全面的な配慮を行う必要がある。

民間部門の参加や市場本位な手法、ならびにこれを支援する公共政策によるものも含め、開発の主要分野、特にエネルギー分野での革新的な技術の開発と普及、さらにこの面での投資のため、国際協力を促進するべきである。

エネルギー、運輸、産業、健康、農業、生物多様性、森林、ならびに廃棄物管理といった全ての関連分野での具体的なプロジェクトや能力向上を図るものも含め、技術協力が促進されるべきである。研究開発や、経済の多様化、そして関連する持続可能な開発のための各地域、各国、および各地の組織の強化を通じて、技術開発が促進されるべきである。

各国の特性や状況に配慮した上で、信頼がおけ、費用支払いが可能で、経済的に実行可能であり、社会的に受け入れられ、環境上健全なエネルギーサービスや資源へのアクセスを、さまざまな方法により改善するべきである。

化石燃料技術や、水力を含めた再生可能エネルギー技術を含め、革新的でクリーン、かつ効率が良く費用支払いが可能であり、費用効果性に優れたエネ

ルギー技術を開発し、それを開発途上国へ相互に合意された譲渡条件により移転して、エネルギー供給の多様性をはかるといふ行動が必要である。

各国のそして自主的な地域の目標が果たす役割、およびイニシアティブがあるところでは、そのイニシアティブが果たす役割を認識し、開発途上国でのエネルギー政策が貧困撲滅の努力を支えるものであることを確保した上で、エネルギー供給全体に対する再生可能エネルギーの寄与増大を目的として、世界全体の再生可能エネルギー資源の割合を大幅に拡大させるため、あらゆるレベルで、一種の緊急感を持って行動することが求められる。

附属書 I 締約国は、資金源や技術移転、および能力向上に関する附属書 II 諸国の約束も含め、条約に規定する約束の実施をさらに進めるべきであり、またこれら附属書 I 締約国は、気候変動緩和のための国内政策ならびにこれらに該当する措置を採用することで、人為的な温室効果ガス排出の長期的な傾向を、条約の研究目的に一致する形で、率先して改善していることを実証しなければならない。

4. 今次会議の評価

4.1 国際的交渉面

第一に、デリー政治宣言に盛り込まれた、途上国・先進国双方が協調して双方が共に温暖化対策に取り組んでゆくことの必要性を相互に確認したことについては評価できる。今後は、第二約束期間を見据えた、途上国を含めた非公式な温暖化対策に関する情報の交換が行われるとみられる。しかし、第二約束期間に関する議論は、2005 年までに開始すること以外は何も決まっておらず、2005 年に第二約束期間に関する議論が開始できるよう、具体的準備を進めることが重要である。

また、ブラジル提案にみられるように、気候変動の影響と温室効果ガスの排出との関係を技術的に解明する研究が引き続き進められることは、各国の対策の決定、各国の資金負担や削減分担といった責任分担等、今後の交渉に重要な役割を果たすことができる。

一方、今次会議の交渉では米国が従来とは異なった発言を行っていたことが注目された。米国は、京都議定書離脱の理由の一つとして、途上国の不参加を挙げている。しかしながら、デリー政治宣言の交渉では、途上国の義務に関する議題は時期尚早との発言やデリー政治宣言を賞賛する発言がみられ、他の先進国とは異なった立場をとった。COP と MOP の同時開催問題もあり、今後の交渉における米国の動向は注意が必要である。

4.2 国内対策等における影響面

第一に、2003 年早々の CDM 事業の承認に向けて動きだすことができる状況となったことに留意する必要がある。地球温暖化対策推進大綱において京都議定書の目標達成のため

に、国内対策の補足的対策として費用効果的である京都メカニズムの活用が挙げられており、CDM もより費用効果的に目標達成を実現するための手段の一つである。ただし、CDM 理事会による詳細規則の未完成部分の完成作業や、OE の仮認定審査などの作業が残されており、CDM 理事会での作業が順調に進められることが、日本が CDM 事業を本格的に推進できる前提となる。

また、登録簿・インベントリーは、温室効果ガスの排出 / 削減の基礎となるデータを管理するものであり、報告および審査のガイドライン、登録簿システム間のデータ交換のための技術基準が決定したことにより、国内登録簿システムの作成作業をさらに進める環境が整いつつある。一方で、気候変動枠組条約事務局による国際的システムの構築などの技術的仕様については今後の作業として残されているため、今後の着実な作業の進展が望まれる。

5. 今後の展望

デリー政治宣言に途上国も含めて温暖化対策に取り組むことの必要性が盛り込まれたことは、今後温室効果ガスの増加が見込まれる途上国の参加問題の前進と評価できる。また、CDM の運用規則の採択で小規模 CDM の様式および手順が決定され、OE の仮認証での活動が可能となり、2003 年早々の CDM 事業の承認に向けて動き出したことも評価に値するであろう。

その一方で、懸念事項も存在する。京都議定書の批准ではアンブレラグループの批准が進んでおらず、MOP が開催されるとアンブレラグループとして日本が孤立し、発言力が低下することが懸念される。また、MOP となった場合、COP7 において MOP までその判断が持ち越されている京都議定書の法的拘束力の問題や吸収源の定義等、意見が対立する課題の判断を行う必要があり、日本にとって厳しい交渉の場となることが予想される。また、COP/MOP の合同開催については、影響力の低下を恐れる米国が反対をしており、この問題の今後の行方も見逃せない。

国内政策としては、日本の京都議定書の目標（1990 年比-6%）を確実に達成するための地球温暖化対策推進大綱を実効性のある具体的対策として推進してゆくことが急がれる。今会議の結果から、CDM 事業を動き出すことが可能となるため、現在 CDM 事業立ち上げのために進めている準備を着実に推進することが重要である。また、登録簿・インベントリーについても基本的な国際合意が形成されたので、国内登録簿システムの構築を進められる状況となった。国内対策に対して補足的であるにせよ、国内での限界削減費用が高い日本としては京都メカニズムの活用は必須であり、京都メカニズムを活用できる環境を整え、準備しておくことが重要である。

最後に、第一約束期間（2008 年から 2012 年）では、世界最大の温室効果ガス排出国である米国が不参加であり、途上国にも削減目標が設定されていない状況では、気候変動枠

組条約の基本原則でもある「共通だが差異ある責任」を果たしているとはいえない。地球温暖化対策は地球規模での参加が重要なポイントであることから、第二約束期間以降(2013年以降)どのように途上国を巻き込んでゆくか、また米国を如何に議定書に復帰させるかといった点について、第二約束期間に関する議論の開始前に、今後の具体的戦略を立案することが必要となる。

参考文献

- (1) 各種交渉テキスト，アドレス <http://maindb.unfccc.int/library/>
- (2) International Institute for Sustainable Development (IISD), **Earth Negotiations Bulletin, Vol.12 No. 201-209**
- (3) (財)地球産業文化研究所，国連気候変動枠組条約第8回会合締約国会合 / 第17回補助機関会合 (COP8/SB17) 参加報告書，2002年11月

お問い合わせ：ieej-info@tky.ieej.or.jp